

学校法人藤田学園ガバナンス基本方針

施行 令和5年3月29日

第1章 総則

(目的)

第1条 この基本方針（以下、この基本方針という）は、学校法人藤田学園（以下、当学園という）のガバナンスに関する基本的な考え方を示すことを目的とする。

2. 当学園は、学校法人藤田学園寄附行為第3条第2項に基づき、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るための最良の統治体制を構築するよう努めるものとする。

3. この基本方針の最新版を、当学園のウェブサイト上で公開する。

(ガバナンスの基本的な枠組み)

第2条 当学園は、私立学校法に基づく理事会、評議員会及び監事がそれぞれ意思決定及び監督、諮問、監査という役割を担うとともに、意思決定の効率化、透明化を図るため、次の任意の機関を設置する。

(1) 常務会

学校法人藤田学園理事会付議規則に基づき理事会から授権された範囲で、一定の事項につき決定する。

(2) 教員役職者選考委員会

学長、学部長、病院長その他の教員役職者の選任を諮問する。

(3) 資金運用委員会

資金の安全かつ効率的な運用を諮問する。

2. 当学園は、私立学校振興助成法に基づく監査を受けるため、会計監査人を設置する。

(財務政策)

第3条 当学園は、良質な教育・研究・診療を継続して提供する社会的存在としての地位を損なう可能性のある財務政策は極力避けることを方針とする。

2. 前項の可能性のある財務政策については、学外からの専門家を含む、任意で設置する資金運用委員会に諮問の上、理事会で十分な議論を尽くすものとする。

(剰余金政策)

第4条 当学園は、健全な財務体質の維持を基本とする。

2. 内部留保の用途については、良質な教育・研究・診療を安定して継続的に提供する事業活動への投資及び先進的な教育・研究・診療の開発、導入のための戦略的投資に活用する。

(役員との取引)

第5条 当学園は、役員との取引を行う必要がある場合は、法令に従って理事会の承認を得て行う。

第2章 ステークホルダーとの関係

(ステークホルダーとの協働)

第6条 当学園は、社会からの要請を適時かつ的確に把握して、教育、研究、診療の各領域において、社会に還元できるよう、学生、患者、国、自治体、提携先の教育機関、医療機関、企業、地域住民、同窓会その他のステークホルダーとの対話により、適切に協働できるよう努める。

(行動指針の制定と徹底)

第7条 当学園は、「学校法人藤田学園行動指針」において、当学園のすべての役員及び教職員の行動の拠り所としてのコンプライアンス上の指針を定め、研修を適宜実施することにより、その徹底に努める。

(多様性の尊重)

第8条 当学園は、継続的に最先端の教育、研究、診療を提供していく上で、その礎となる人を育成し、かつ活躍できる環境が必要と考えており、積極的にダイバーシティを推進して、競争力を生み出すための取組みを実践する。

(公益通報等)

第9条 当学園は、通報者の秘密を保護し、かつ報復から通報者を保護することを内容とする規程を制定し、適切に法令違反を是正する体制を整備の上、運用する。

2. 公益通報制度を実効性のあるものとするため、次の各号に掲げる体制を整備する。

- (1) 通報の適切な受領体制（独立した窓口の設置、窓口の周知）
- (2) 通報された事実を客観的に検証する体制（調査における中立性確保、教職員等からの協力、調査担当者の配置と育成）
- (3) 通報された事実に基づく問題及び当該問題に対する対応に関する通報者及びステークホルダーに対するフィードバック体制
- (4) 是正措置の実施及びフォローアップ体制
- (5) 守秘・プライバシーに配慮した、通報制度の運用実績の概要を開示する体制

第3章 ガバナンス体制

第1節 組織

(理事会の役割)

第10条 当学園の理事会は、先進的な教育、研究、診療の実現という高度な専門性を要求される事業について、重要事項の意思決定とその監督を行う。

2. 理事会は、法令及び寄附行為に基づく重要な業務執行について決定を行う。ただし、効率的に決定するため、常務会において、学校法人藤田学園理事会付議規則に基づき

理事会が授権した範囲で、一定の事項につき決定する。

(理事会の構成)

第11条 当学園の理事会は、理事及び監事をもって構成する。

2. 理事会は、充実した議論を行うための適正な員数となるよう努める。
3. 理事の構成は、当学園が社会から求められる存在となるために、多様性の確保に重点を置き、性別・国籍・年齢のみならず、知識・経験その他のバックグラウンドも含め、多様な構成となるよう努める。
4. 理事会の議長は、寄附行為の定めるところにより理事長が務める。

(理事会の運営)

第12条 当学園の理事会は、審議の活性化を図るために、次の各号に掲げる施策を実施する。

- (1) 原則として理事会を月1回開催し、事業、財務、組織等に関する報告と審議を行うこと
- (2) 事業年度の開始前に、当該年度の理事会開催予定スケジュールを定め、各理事に対し通知すること
- (3) 理事の開催場所での参加が難しい場合は、電話会議又はWeb会議により参加できる環境を整備すること
- (4) 理事会資料は、充実した審議が行われるよう、原則として事前に配付すること
- (5) 理事から要請があった場合は、総務部又は関連部門において、適宜資料の提供及び説明すること
- (6) 審議が円滑に進むよう議案の内容に精通した職員を陪席させること

(ガバナンス委員会の役割)

第13条 当学園は、教育の質の向上及び運営の透明性を高めることを目的として、任意の委員会としてガバナンス委員会を設置する。

2. ガバナンス委員会は、理事会、監事及び関連部門と連携し、ガバナンス適合状況の確認、ガバナンス基本方針の改正その他のガバナンスに関連する諸事項に関して理事会に対し提言を行う。

第2節 役員 の 指名 及び 解任

(理事候補者の指名方針)

第14条 当学園の理事候補者の指名方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 人格に優れ、健康であり、かつ高い倫理観を有していること
- (2) 職務の執行について善管注意義務及び忠実義務を適切に果たし、当学園の持続的な成長と教育の質の向上に貢献するための資質を備えていること
- (3) 職務を適切に果たすために必要となる時間及び労力を割くことができること
- (4) 学外理事については、教育機関、医療機関又は企業の経営、金融、財務会計、

法律その他の分野で高い見識や豊富な経験を有し、独立した客観的な立場から経営陣の職務執行を監督する資質を有するとともに、原則として当学園の独立性判断基準を満たすこと

(5) 学外理事については、原則として通算任期が最長3期9年内であることとし、新任又は再任にかかわらず、理事就任時点において、原則として年齢が満75歳以下であること

(6) 学外理事を理事総数の2割程度とすること

2. 理事長の指名方針は、前項各号のほか、理事及び教職員を総理することができる高いリーダーシップを有していることとする。

3. 当学園は、前項の指名方針を踏まえ、現状の理事の知識・経験・能力等の分析を行うとともに、当学園の理念の実現に向けて補強すべき要素や資質の分析・検討を通じ、十分な審議を経て理事候補者を指名する。

(理事の解任方針)

第15条 当学園は、理事が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事の解任について審議するものとする。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為若しくはその他の規程に違反したとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に違反したとき

(4) 役員たるにふさわしくない非行があったとき

(5) 当学園の名誉又は社会的信用を傷つけたとき

(6) 当学園に多大な損害を与えたとき

(報酬の方針)

第16条 理事及び監事の個人別報酬については、学校法人藤田学園役員の報酬等に関する規程に基づいて支給する。

第3節 学外役員

(学外役員の責務)

第17条 当学園の学外役員は、次の各号に掲げる責務を負う。

(1) 独立した立場から、理事の業務執行について理事会の重要な意思決定を通じて高い監督機能を発揮すること

(2) 経営方針や経営改善についての助言等を通じて貢献すること

(3) 当学園と理事の利益相反等の業務執行の適正について監督すること

(4) 当学園のステークホルダーの意見を適切に反映させること

(独立性の確保)

第18条 当学園は、学外役員の選任に際しては、理事及び監事各1名以上につき、独立性を確保するため、次の各号のいずれにも該当しない者を候補者とするものとする。

- (1) 当学園が10%以上の議決権を保有する会社の会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者（以下、業務執行者という）
 - (2) 当学園との間で双方いずれかの年間総売上高の2%以上に相当する金額の取引がある取引先、又はその会社の業務執行者
 - (3) 当学園の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその業務執行者
 - (4) 当学園の会計監査人又は会計参与である監査法人又は税理士法人の社員、パートナー又は従業員である者
 - (5) 当学園から年間1000万円以上の寄付若しくは助成を受けている者、又は当該寄付若しくは助成を受けている者が法人、組合その他の団体（法人等という）である場合には、当学園から年間に法人等の総収入の2%を超える寄付若しくは助成を受けている法人等の業務執行者
 - (6) 弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門的アドバイザーとして、当学園から役員報酬以外に年間1000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者、又は当該利益を得ている者が弁護士法人、法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファーム等の法人、組合その他の団体（弁護士法人等という）である場合には、当学園から年間に弁護士法人等の総収入の2%を超える金銭その他の財産上の利益を得ている弁護士法人等に所属する者
 - (7) 本人の配偶者、二親等内の親族及び同居の親族が前各号のいずれかに該当する者
 - (8) 過去5年間において、前各号のいずれかに該当していた者
 - (9) 当学園の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
2. 理事会は、学外役員に就任した者が前項の独立性基準を充足し続けているかを継続して監視するものとする。

第4節 その他

（監査体制の充実）

第19条 当学園は、原則として常勤の監事を置く。

2. 監事は、当学園の内部監査部門から定期的に報告を受けて指示を行う等の密接な連携を保つことにより、効率的に監査を行う。
3. 会計監査人との意見交換を通じて、相互の監査の質の向上に努める。

（理事の情報入手と支援体制）

第20条 理事による情報の収集については、総務部、経理部及び関連事業部門から直接情報を得ることができる体制を整備する。なお、監事についても同様とする。

2. 理事は、その職務に関し、必要に応じて、総務部を通じて、又は理事自らが直接依頼することにより、当学園の費用により弁護士、公認会計士等の学外の専門家からの助言を得ることができる。

(理事の兼職)

第21条 理事は、その職務を適切に果たすために必要となる時間及び労力を確保しなければならない。

(理事会の自己評価)

第22条 当学園の各理事は、毎年1回以上、理事会の実効性に関する自己評価を行う。

2. 理事会は、理事会の実効性評価に関する実行プロセスを、ガバナンス委員会に委任する。
3. ガバナンス委員会は、理事会の実効性評価の実施を主導する。当該評価結果については、理事会に報告を行うほか、ガバナンス委員会において、理事会の実効性の強化・改善につながる課題の洗い出しを行い、その解決策の策定・進捗状況の確認を行う。
4. 実効性評価の結果の概要等については、当学園のウェブサイト上に掲載する。

(理事及び監事の研修)

第23条 当学園は、業務執行理事及び常勤監事（以下「研修対象役員」という）に対し、適宜必要な研修を実施する。

2. 研修対象役員が受けた研修については、当学園が主催したものであるか否かを問わず、また当学園の助言に基づくものであるか否かを問わず、当該研修対象役員の職務の向上に役立つものと認められる限り、その費用は全て当学園が負担する。

第4章 情報開示方針

(情報開示に関する基本方針)

第24条 当学園は、経営の透明性の確保のため、法令に基づく情報の開示を適時に行う。

2. 当学園は、ステークホルダーのご要望に応えるべく、法令に基づいて開示の義務のない情報についても、できる限り積極的な開示に努めるものとする。

(情報開示の方法)

第25条 当学園は、情報開示を原則として当学園のウェブサイト上で行う。

第5章 その他

(事務)

第26条 この基本方針に関する事務は、法人本部総務部が行う。

(改正)

第27条 この基本方針の改正は、理事会の決議による。

附則

この基本方針は、令和5年3月29日から施行する。